

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

事業名 生活衛生関係営業調査指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 衛生指導係 電話番号：058-272-1111 (内3415)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 977 千円 (前年度予算額： 940 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	940	0	0	30	0	0	182	0	728
要求額	977	0	0	30	0	0	169	0	778
決定額	977	0	0	30	0	0	169	0	778

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

生活衛生関係業者等の衛生水準等の維持向上により、県民の利益の擁護に資するため、関係法令に基づき、生活衛生関係営業施設に対する継続的な監視指導を行う必要がある。

(2) 事業内容

ア 生活衛生関係営業調査指導費

生活衛生関係営業関係施設等の調査及び監視指導

・対象：旅館等6業種 (R5:8,752施設→R6:8,854施設)

イ ドライククリーニング所指導事業費

テトラクロロエチレン等を使用するドライククリーニング所等の立入調査及び適正管理の指導

・対象施設 (R5:291施設→R6:282施設)

ウ 化製場等施設指導費

化製場及び死亡獣畜取扱場等に対する監視指導

・対象施設 (R5:123施設→R6:123施設)

エ 特定建築物関係調査指導費

特定建築物の衛生的環境確保のための立入指導

・対象施設 (R5:393→R6:401施設)

・登録業者 (R5:219業者→R6:220業者)

オ 遊泳用プール安全管理強化事業費

立入指導等の実施：対象施設 (R5:94施設→R6:94施設)

カ 公衆浴場経営等調査費

公衆浴場入浴料金統制額改定のための経営実態調査

・対象施設 (R5:13施設→R6:13施設)

(3) 県負担・補助率の考え方

各関係法令に基づき県が実施する業務であり、県負担が妥当。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	223	調査指導旅費、研修会旅費
需用費	293	消耗品等
役務費	430	郵送料等
その他	31	会場使用料、負担金（全国会議会費）
合計	977	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

生活衛生関係営業施設に対し、保健所等において、営業六法（理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、公衆浴場法、旅館業法）に基づく監視指導業務等を実施

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

旅館・ホテル、公衆浴場等生活衛生関係営業施設の利用者が安全で衛生的な利用できるように、店舗等の衛生水準の維持向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 実績	R8年度 目標	終期目標 (R8)	
					達成率	
①法定基準に不 適合とした行政 処分数	-	0	0	0	0	100%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（これまでの取組内容と成果）

令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等） 営業六法（理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、公衆浴場法、旅館業法）に基づく施設・店舗及び特定建築物、遊泳用プールの衛生監視指導の実施。 ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 ・営業六法による営業許可施設8,664施設のうち、1,518施設に監視指導を実施。 ・特定建築物387施設のうち369施設、遊泳用プール98施設のうち75施設の監視指導を実施。 <p>指標① 目標：0 実績：0 達成率：100%</p>
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等） 営業六法（理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、公衆浴場法、旅館業法）に基づく施設・店舗及び特定建築物、遊泳用プールの衛生監視指導の実施。 ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 ・営業六法による営業許可施設8,664施設のうち、1,831施設に監視指導を実施。 ・特定建築物393施設のうち377施設、遊泳用プール94施設のうち80施設の監視指導を実施。 <p>指標① 目標：0 実績：0 達成率：100%</p>
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等） 営業六法（理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、公衆浴場法、旅館業法）に基づく施設・店舗及び特定建築物、遊泳用プールの衛生監視指導の実施。 ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 ・営業六法による営業許可施設8,854施設のうち、1,837施設に監視指導を実施。 ・特定建築物401施設のうち390施設、遊泳用プール94施設のうち81施設の監視指導を実施。 <p>指標① 目標：0 実績：0 達成率：100%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 2	生活衛生関係営業施設等の衛生水準等の維持向上は、県民の安全で衛生的な生活に必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	適切な指導により、近年、不衛生施設としての行政処分を行った施設が発生していない。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価) 1	新規施設及び感染リスクの高い施設に対し、重点的に指導することで、効率的な監視指導を実施。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 県下全ての生活衛生関係営業施設等を監視指導するにあたり、より効率的に実施していく必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県民が生活衛生関係営業施設を安全に、安心して利用できるよう、適宜、指導計画を見直し、効率的かつ効果的な監視指導を実施していく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	【〇〇課】